

令和5年4月

大阪市福祉局

大阪市重度障がい者日常生活用具の給付品目追加のお知らせ（人工内耳専用電池）

平素は、本市福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

大阪市では、令和5年4月から大阪市重度障がい者日常生活用具給付の給付基準額を見直し、聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付を受け、人工内耳を装用している方に人工内耳専用電池購入費の一部を給付することになりました。

別紙のとおり周知ビラを作成いたしましたので、人工内耳を装用している方等への周知に、ご活用いただけますと幸いです。

大阪市重度障がい者日常生活用具給付制度については、下記の大阪市ホームページに掲載しております。今後とも、本市の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○大阪市重度障がい者日常生活用具給付要綱

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000445019.html>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 武田・鎌田

電話番号：(06) 6208-7986

FAX 番号：(06) 6208-6962

開庁時間：9時～17時30分（月曜日～金曜日）

人工内耳専用電池を日常生活用具に品目追加します

大阪市では、令和5年4月から聴覚障がい者手帳の交付を受け、人工内耳を装着している方に、人工内耳専用電池購入費の一部を給付します。

対象者

次の(1)～(3)の全てに該当する方

- (1) 大阪市内に在住し、聴覚障がい者手帳をお持ちの方
- (2) 現に人工内耳を装着している方
- (3) 「日常生活用具の給付にかかる自己負担額表」による自己負担額が購入費用、給付限度額を超えない世帯に属する方
※継続品目については、1か月分の自己負担額は2分の1の金額です。(10円未満は切り捨て)

対象となる電池及び充電器

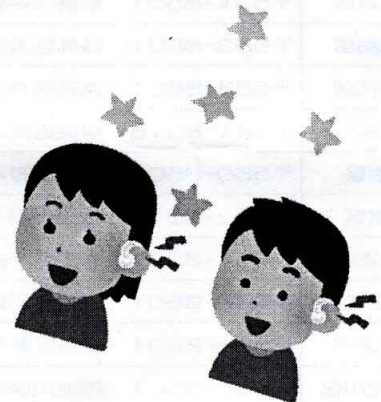
人工内耳専用電池・・・空気電池または充電式電池 ※電池については、両耳装用の場合、左右それぞれに給付可。
人工内耳用充電器・・・充電式電池を使用している方を対象

給付額

次の(1)・(2)・(3)の額から自己負担額を控除した額を給付します。

(※ 生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は、自己負担なし。)

- | | | |
|---------------------|-----------|----------|
| (1) 人工内耳専用電池 (空気電池) | 2,500円まで | (1か月あたり) |
| (2) 人工内耳専用電池 (充電式) | 17,600円まで | |
| (3) 人工内耳専用充電器 | 28,600円まで | |



申請手続き

購入の前に、次の書類を提出し、申請してください。

- (1) 申請に必要な書類
 - ① 重度障がい者日常生活用具給付申請書
 - ② 同意書
 - ③ 購入業者の見積書、購入したい物が分かるカタログなど
 - ④ 人工内耳装用者カードの写し
- (2) 申請書類の提出先
各区保健福祉センター 福祉業務担当 (裏面に記載しています。)

注意

必ず購入前に申請してください。

すでに購入されたものについては、
給付の対象となりませんので、ご注意ください

その他

- (1) 電池については、空気電池もしくは、充電式電池のどちらか一方を給付することができます。
- (2) 充電器は、充電式電池を使用している方に給付することができます。

申請～給付～公費負担額支払いまで

【申請者】



① 見積書を依頼

購入を希望する業者へ本制度の利用する旨を伝え、「見積書」の発行を依頼する。

【申請者】



② 申請書類を提出

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えてお住まいの区保健福祉センターに申請する。

【区保健福祉センター】



③ 給付券を交付

申請書等の内容を審査し、決定通知書、給付券、請求書を申請者に交付する。

【申請者】



④ 用具の購入

業者から用具の納品を受ける。給付券の受領者氏名欄に記入し、給付券と請求書を業者に渡す。自己負担額を業者に支払う。

【業者】



⑤ 公費負担額の請求

給付券、納品書の写し、請求書を添えて、区保健福祉センターへ請求する。

【区保健福祉センター】



⑥ 公費負担額の支払い

内容を確認し、業者に公費負担分を支払う。

各区保健福祉センター問合せ先

区	所在地	電話	ファックス
北区	〒530-8401 北区扇町2丁目1番27号	06-6313-9857	06-6313-9905
都島区	〒534-8501 都島区中野町2丁目16番20号	06-6882-9857	06-6352-4584
福島区	〒553-8501 福島区大開1丁目8番1号	06-6464-9857	06-6462-4854
此花区	〒554-8501 此花区春日出北1丁目8号4号	06-6466-9857	06-6462-2942
中央区	〒541-8518 中央区久太郎町1丁目2番27号	06-6267-9857	06-6264-8285
西区	〒550-8501 西区新町4丁目5番14号	06-6532-9857	06-6538-7319
港区	〒552-8510 港区市岡1丁目15番25号	06-6576-9857	06-6572-9514
大正区	〒551-8501 大正区千島2丁目7番95号	06-4394-9857	06-6553-1986
天王寺区	〒543-8501 天王寺区真法院町20番33号	06-6774-9857	06-6772-4906
浪速区	〒556-8501 浪速区敷津東1丁目4番20号	06-6647-9897	06-6644-1937
西淀川区	〒555-8501 西淀川区御幣島1丁目2番10号	06-6478-9954	06-6478-9989
淀川区	〒532-8501 淀川区十三東2丁目3番3号	06-6308-9857	06-6885-0537
東淀川区	〒533-8501 東淀川区豊新2丁目1番4号	06-4809-9845	06-6327-2840
東成区	〒537-8501 東成区大今里西2丁目8番4号	06-6977-9857	06-6972-2781
生野区	〒544-8501 生野区勝山南3丁目1番19号	06-6715-9857	06-6715-9967
旭区	〒535-8501 旭区大宮1丁目1番17号	06-6957-9857	06-6952-3247
城東区	〒536-8510 城東区中央3丁目5番45号	06-6930-9857	06-6932-1295
鶴見区	〒538-8510 鶴見区横堤5丁目4番19号	06-6915-9857	06-6913-6237
阿倍野区	〒545-8501 阿倍野区文の里1丁目1番40号	06-6622-9857	06-6629-1349
住之江区	〒559-8601 住之江区御崎3丁目1番17号	06-6682-9857	06-6686-2039
住吉区	〒558-8501 住吉区南住吉3丁目15番55号	06-6694-9857	06-6694-9692
東住吉区	〒546-8501 東住吉区東田辺1丁目13番4号	06-4399-9857	06-6629-4580
平野区	〒547-8580 平野区背戸口3丁目8番19号	06-4302-9857	06-4302-9943
西成区	〒557-8501 西成区岸里1丁目5番20号	06-6659-9857	06-6659-9468

担当 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 大阪市北区中之島1-3-20

電話 06-6208-7986 FAX 06-6202-6962